

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の施行期日を定める

政令案要綱

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の施行期日は平成二十四年七月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十四年四月一日とすること。